



社長のための  
**経営雑学**  
新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第57号 平成27年7月16日 (木)

発行：久保総合会計事務所  
〒536-0006  
大阪市城東区野江4丁目11番6号  
TEL (06) 6930-6388  
FAX (06) 6930-6389

## 査察の脱税総額は約150億円と低水準 検察庁への告発率も62.2%と低い割合

国税庁がこのほど公表した2014年度査察白書によると、査察で摘発した脱税事件は前年度より9件多い194件、脱税総額は39年ぶりの低水準だった前年度を3.6%上回る約145億円となった。今年3月までの1年間(2014年度)に、全国の国税局が査察に着手した件数は194件と、前年度を9件上回った。継続事案を含む180件(前年度185件)を処理(検察庁への告発の可否を最終的に判断)し、うち62.2%(同63.8%)に当たる112件(同118件)を検察庁に告発した。この告発率62.2%は、前年度から1.6ポイント減少し、38年ぶりの低水準だった2011年度(61.9%)に次ぐ低い割合だった。告発事件のうち、脱税額が3億円以上のものは前年度より2件多い6件にとどまった。近年、脱税額3億円以上の大型事案が減少傾向にあり、2014年度の脱税総額150億円は、ピークの1988年度(714億円)の約21%にまで減少している。告発分の脱税総額は前年度を約6億円上回る約123億円、1件当たり平均の脱税額は1億1000万円と、35年ぶりに1億円を下回った前年度を1100万円上回った。

告発件数の多かった業種・取引(5件以上)は、「不動産業」が16件でトップ、次いで「クラブ・バー」が10件、「建設業」が8件、「運送業」と「広告業」が各4件で続く。「不動産業」では、売上除外や核の経費を計上していたもの、「クラブ・バー」では、ホステス報酬に係る源泉所得税を徴収しながら未納付だったものが多い。